

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 通報制度運用管理規程（案）

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人神奈川県剣道連盟（以下「県剣連」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

（通報・相談窓口）

第2条 通報・相談の受付窓口（以下「相談苦情窓口」という。）は、県剣連ホームページ上に公開する。

（通報者・相談者）

第3条 相談苦情窓口の利用者は県剣連の会員、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および県剣連並びに県剣連の加盟団体の役職員、その他関 者とする。

（通報・相談の方法）

第4条 相談苦情窓口への通報・相談は、原則実名とし、全剣連番号もしくは所属する団体名、連絡先を記載の上、封書（親展・事務局長宛）又は専用電子メールにて行うものとする。また、使用する電子メールは、通報者において、相談苦情窓口からの返信を受信可能な状態としておくものとする。

2 相談苦情窓口の具体的な利用方法は、県剣連のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

（不当な通報・相談の禁止）

第5条 通報・相談は、県剣連の会員等、および県剣連ならびに県剣連の加盟団体の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

（県剣連の対応）

第6条 相談苦情窓口に通報・相談された全ての事案は、事務局長が受け付け、専務理事に報告する。専務理事は内容を精査の上、会長に報告し、速やかに加盟支部等に連絡し、事案の確認及び適切な対応を依頼する。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けた加盟支部等は、事案の確認・調整にあたり、専務理事と協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、専務理事に報告するものとする。

- 3 専務理事は、事案及びその対応結果について、会長に報告するものとする。
- 4 会長は、事案及び対応結果について、倫理委員会に報告するものとする。
- 5 倫理委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。
- 6 倫理委員会は、事案に応じて、処分（案）を審議し、幹部会及び理事会・代議員会に上程するものとする。
- 7 通報事案はすべて記録する。

（協力義務）

第7条 通報事案の対象とされた個人や団体等は、通報事案の対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策チーム等による調査に協力しなければならないものとする。

（通報者への報告）

第8条 専務理事は必要に応じて、相談苦情窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

（通報者への保護）

第9条 県剣連は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また関係団体にこれを講じさせるものとする。

2 県剣連は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、県剣連所定の規程等に従って、相当な処分を課すことができるものとする。

（守秘義務）

第10条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則 1 この規程は、令和7年12月18日から施行する。

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 お知らせ（案）

（通報・相談の方法）

第4条第2項

相談苦情窓口の具体的な利用方法は、県剣連のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

○ホームページ掲載

【相談・苦情窓口】

- 剣道や県剣連の業務に関する「相談・苦情窓口」の受付は、郵送（親展・事務局長宛）、専用メールとさせていただきます。
- 電話による受付は誤解が生じる可能性があるため受付をご遠慮させていただきます。
- 相談・苦情は実名によるものを原則とします。匿名によるご相談は事実確認ができないことがあります、ご遠慮させていただきます。

【郵送先】

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-17-1 相鉄・岩崎学園ビル 307号

神奈川県剣道連盟相談・苦情窓口 事務局長宛（親展）

【メールアドレス】

hotline@kanagawa-kenren.com 神奈川県剣道連盟相談・苦情窓口宛

このQRコードからメールアドレスを読むこともできます。ご活用ください。

事務局長宛（親展）



※各支部の対応について（依頼）

1. 各支部においては、苦情相談窓口を設置し周知を図ることとしてください。
2. 苦情相談についての対応方法も、各支部の実情に合わせて規程等の制定をお願いします。

## 【参考1】

### 一般社団法人神奈川県剣道連盟 倫理委員会規則

#### (設置目的)

第1条 この委員会を、本法人が神奈川県における剣道等の統括団体として、その自覚と責任を持ち、剣道理念に則り、常に健全かつ公平公正な運営と、法律、社会通念、倫理的価値を守り、法人としての社会的使命を果たしていくために必要な活動を実践、順守することを補佐するために設置する。

#### (所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本法人の倫理に関する事項の統括
- (2) 本法人及び本法人役員、委員、職員の綱紀肅正の推進に関すること
- (3) 前各項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果及び対処案を会長に具申すること。

2 本委員会への問題提起、情報提供などは会長をはじめ、全ての会員ができるほか、公的機関等によるものも可とする。

3 問題提起は提起者の氏名、所属を記載した文書（紙媒体または電子的手段）によるものとする。

#### (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)委員若干名（うち1名は幹事兼任）

第4条 委員長は、会長が幹部会議の議を経て、理事会の承認を得、委嘱する。

2 委員は、委員長が法曹関係者、学識経験者、本法人会員のうちから推挙する者を、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。

3 委員長、委員は会員であることを要さない。

4 委員長、委員の解任は理事会の決議を経て、総会の了承を得、会長がおこなうことができる。

#### (任期)

第5条 委員長、委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

#### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は本法人総会、理事会、各委員会、事務局に対し、調査に必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 調査対象が会長である場合、委員長は監事の指示のもとに、会長の指示なく活動することができる。
- 6 調査対象が専務理事である場合は会長が指名する副会長が代行する。

(報告)

第7条 委員会において調査を行った内容につき、委員長は会長に具申するとともに、監事に対しても報告しなければならない。

- 2 報告のなかに、処分が必要な場合はその内容についても意見を述べなければならぬ。

(調査部会)

第8条 委員長は会長もしくは監事の了承を得て、調査のための部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 部会員は事務局嘱託職員と同様の身分とするが、委員長に直属する。
- 4 部会員の任期は委嘱時期より、委員長が必要業務を終了したと判断するまでとする。

(議事録)

第9条 議事録は幹事が作成する。議事録は原則非公開とするが、会長、副会長および全監事へ提出しなければならない。

- 2 議事録要旨を理事会に提出するほか、幹部会議の決定により HP 非公開とした場合を除き、本法人 HP に公開する。
- 3 議事録には別記の記載事項を記載しなければならない。調査部会においても同様とする。
- 4 議事録は電子的に保管し、保管期間 20 年とする。
- 5 議事録作成に利用した音声データも電子的に 20 年保管とする。
- 6 幹事は議事録作成のほか、委員会日程調整なども担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるものほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

2 本委員会に関する予算案は委員長と相談の上、事務局長が策定する。

(別表) 議事録記載事項

- (1) 委員会及び部会が開催された日時及び場所。
- (2) 出席者全員の氏名および委員会及び法人における役職名。
- (3) 委員会及び部会の議長氏名
- (4) 議事の経過の要領及びその結果。
- (5) 議事録作成者氏名。

附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

## 【参考 2】

### 一般社団法人神奈川県剣道連盟 懲戒に関する規則

#### (総則)

第1条 本法人会員規則第 6 条に関連し、非違行為のあった連盟会員に対する懲戒について定める。

#### (懲戒処分の内容)

第2条 会員に非違行為があり且懲戒を必要とする場合、その会員に対する懲戒処分の内容は次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 称号、段位の自主返納勧告
- (3) 会員資格停止
- (4) 本法人および支部における役職就任資格の永久停止
- (5) 本法人および支部における役職就任資格の停止、3 ヶ月以上 1 年以内
- (6) 戒告
- (7) 厳重注意(文書)
- (8) 注意(口頭)

#### (除名および称号、段位の自主返納勧告)

第3条 会員がこの連盟の名誉を著しく傷つけ、又はこの連盟の目的に著しく違反する行為があったときは、会長は調査を命じ、総会(代議員会)の議決を経て、会長はその会員に対し第2条 (1) 除名、(2) 称号、段位の自主返納勧告および (3) 会員資格停止処分行うことができる。この場合、全日本剣道連盟へ報告し、その指示に従うものとする。

#### (その他の懲戒処分)

第4条 会員がこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反し、会員としてふさわしくない行為のあったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、 第2条 (4) より(8)の処分をすることができる。その決定は会員の届出住所宛の文書または口頭でその会員に通告するものとする。

第5条 第 2 条における処分を行う場合、あらかじめ本人に弁明の機会をあたえるものとする。

註 第 3 条の条項は全日本剣道連盟綱紀委員会第 4 条第 5 項による。

附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する